各 位

会 社 名 株式会社カプコン代表者名 代表取締役社長辻本憲三(コード番号:9697 東証・大証第1部)連 絡 先 経営企画部 広報・IR室電話番号 (06)6920-3623

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 23 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 23 日開催予定の第 27 期定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社子会社であった株式会社ステイタスの特別清算が終結したことにより、現行定款第2条(目的)の目的事項の一部を削除するものであります。
- (2) 公告方法について、周知性の向上および公告掲載費用の節減を図るため、電子 公告制度を採用することとし、現行定款第4条(公告の方法)について所要の 変更を行うものであります。
- (3) 経営環境の変化に対応し、迅速な意思決定により経営効率を高めることを目的として、現行定款第16条(取締役の員数)に定める取締役の員数を「20名以内」から「15名以内」に変更するものであります。
- (4) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに 伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第4条(機関)を新設するものであります。

会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第 7 条 (株券の 発行) を新設するものであります。

株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則ならびに会社計算規則に基づき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなすことができるよう対応し、コスト削減に資するため、第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により 取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第26条(取締役会の決議の 省略)を新設するものであります。

定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、併せて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3.日程

定款変更のための株主総会開催日平成 18 年 6 月 23 日 (金曜日)定款変更の効力発生日平成 18 年 6 月 23 日 (金曜日)

以 上

(下線は変更部分であります。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|------------------------------|------------------------|
| 第1章 総則 | 第1章 総則 |
| (商 号) | (商 号) |
| 第1条 当会社は、商号を株式会社カプコンと称 | 第1条 (現行どおり) |
| し、英文では、CAPCOM CO., LTD. と | |
| 表示する。 | |
| (目 的) | (目 的) |
| 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的と | 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的と |
| する。 | する。 |
| 1.電子を応用したゲーム機器、ソフト |) |
| ウェアおよび玩具の企画、開発、製 | |
| 造、販売、輸出入および賃貸 | 〉(現行どおり) |
| 2 . 不動産の賃貸、管理、売買、仲介 | |
| 3.金融業 |) |
| 4 . 損害保険代理業 | (削除) |
| <u>5.</u> 遊園地の経営 | 4. |
| <u>6.</u> ゲームセンターの経営 | <u>5.</u> |
| <u>7.</u> ゴルフ場、テニス場、ビリヤード場、 | <u>6 .</u> |
| ボウリング場の経営 | |
| 8 . 工業所有権、著作権等の無体財産権、 | <u>7.</u> |
| ノウハウの取得および使用の許諾 | |
| 9. 出版物の製作および販売 | 8. |
| <u>10</u> 映画、ビデオテープ等映像の企画お | 9. |
| よび製作 | |
| <u>11.</u> 飲食店の経営 | <u>10.</u> 〉 (現行どおり) |
| <u>12 .</u> デジタル電子機器(携帯電話の充電 | <u>11 .</u> |
| 器)の企画、開発、製造、販売、リ | |
| ース、レンタルおよびメンテナンス | |
| 業務 | |
| <u>13.</u> 音楽著作権の管理 | 12. |
| 14.音楽著作物の利用の開発 | <u>13 .</u> |
| <u>15.</u> C D、ビデオ等の原盤の企画制作 | 14. |
| 16.楽譜の出版 | 15. |
| <u>17.</u> 前各号に付帯する一切の事業 | <u>16 .</u>) |

現行定款 (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。 (新 設)

(公告<u>の</u>方法)

第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載す る。

第2章 株式

(発行する株式の総数)

第5条 当会社の発行する株式の総数は、1億 5,000 万株とする。ただし、消却が行わ れた場合には、これに相当する株式数を 減ずる。

(新 設)

(自己株式の取得)

第6条 当会社は、商法第211条ノ3第1項第2 号の規定により、取締役会決議をもって 自己株式を取得することができる。

(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第7条 当会社の1 単元の株式の数は、100 株とす 1 第19条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

当会社は、1 単元の株式の数に満たない 株式に係る株券を発行しない。

変 更 案

(本店の所在地)

第3条 (現行どおり)

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、 次の機関を置く。

- 1.取締役会
- 2.監査役
- 3. 監査役会
- 4.会計監査人

(公告方法)

第 5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由に よって電子公告による公告をすることが できない場合は、日本経済新聞に掲載し て行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1億5,000 万株とする。

(株券の発行)

第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。 (自己の株式の取得)

第8条 当会社は、会社法第165条第2項の規定 に基づき、取締役会の決議によって市場 取引等により自己の株式を取得すること ができる。

当会社は、第7条の規定にかかわらず、 単元未満株式に係る株券を発行しないこ とができる。

(単元未満株式の買増請求)

株主を含む。以下同じ。)は、その単元未 満株式の数と併せて1単元の株式の数と なるべき数の株式を売渡すことを当会社 に対して請求(以下買増請求という。)す ることができる。ただし、当会社が売渡 すべき数の自己株式を有しないときはこ の限りではない。

> 買増請求をすることができる時期、請求 の方法等については、取締役会において 定める株式取扱規則による。

(名義書換代理人)

第9条 当会社は、株式につき名義書換代理人を 置く。

> 名義書換代理人およびその事務取扱場所 は、取締役会の決議により、これを選定 する。

> 当会社の株主名簿、実質株主名簿(以下 株主名簿等という。)および株券喪失登録 簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に 備え置き、株式の名義書換、実質株主通 知の受理、実質株主名簿の作成、単元未 満株式の買取りおよび売渡し、株券の交 付、株券喪失登録、その他株式に関する 事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当 会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

実質株主通知の受理、実質株主名簿の作 成、単元未満株式の買取りおよび売渡し、 株券の交付、株券喪失登録、その他株式 に関する請求の手続きおよび手数料につ いては、取締役会おいて定める株式取扱 規則による。

変 更 案

(単元未満株式の売渡請求)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主(実質│第 10 条 当会社の単元未満株式を有する株主(実 質株主を含む。以下同じ。) は、その単 元未満株式の数と併せて単元株式数と なる数の株式を売渡すことを当会社に 対して請求(以下「買増請求」という。) することができる。ただし、当会社が 売渡すべき数の自己株式を有しないと きはこの限りではない。

(現行どおり)

(株主名簿管理人)

第 11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所 は、取締役会の決議によって定め、これ を公告する。

当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。 以下同じ。) 新株予約権原簿および株券 喪失登録簿の作成ならびに備置き、その 他株式または新株予約権に関する事務 は、これを株主名簿管理人に委託し、当 会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 <u>10</u>条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、│第 <u>12</u>条 当会社の株式または新株予約権に関す る取扱いおよび手数料は、法令または本 定款のほか、取締役会において定める株 式取扱規則による。

変 更 案

(基準日)

第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主 名簿等に記載または記録された株主をも って、その決算期に関する定時株主総会 において権利を行使すべき株主とする。 前項その他定款に別段の定めがある場合 を除き、必要があるときは、取締役会の 決議により、あらかじめ公告して、基準 日を定めることができる。

第3章 株主総会

第3章 株主総会

(招集)

第 12条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招 | 第 13条 (現行どおり) 集し、臨時株主総会は、必要に応じて随 時これを招集する。

(新 設)

(招集)

(削除)

(招集者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場 第15条 (現行どおり) 合を除き、取締役会の決議により社長が 招集し、その議長となる。

社長に事故あるときは、あらかじめ取締 役会において定めた順序に従い、他の取 締役がこれに当る。

(新 設)

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準 日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみ なし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主 総会参考書類、事業報告、計算書類およ び連結計算書類に記載または表示をすべ き事項に係る情報を、法務省令に定める ところに従いインターネットを利用する 方法で開示することにより、株主に対し て提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

段の定めある場合を除き、出席株主の議 決権の過半数をもってこれを決する。

> 商法第343条の規定によるべき決議は、 総株主の議決権の3分の1以上を有する 株主が出席し、その議決権の3分の2以 上をもってこれを決する。

(議決権の代理行使)

主を代理人として、その議決権を行使す ることができる。

> 前項の株主または代理人は、代理権を証 する書面を株主総会ごとに当会社に提出 しなければならない。

第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)

第16条 当会社の取締役は20名以内とする。 (取締役の選任)

第 17 条 (新 設)

当会社の取締役の選任決議は、総株主の 議決権の3分の1以上を有する株主が出 席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任については、累積投票によ らないものとする。

(取締役の任期)

第 18条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の 決算期に関する定時株主総会の終結の時 までとする。

変 更 案

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別 第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別 段の定めがある場合を除き、出席した議 決権を行使することができる株主の議決 権の過半数をもって行う。

> 会社法第309条第2項に定める決議は、 議決権を行使することができる株主の議 決権の3分の1以上を有する株主が出席 し、その議決権の3分の2以上をもって 行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株 第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株 主1名を代理人として、その議決権を行 使することができる。

> 前項の株主または代理人は、代理権を証 明する書面を株主総会ごとに当会社に提 出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)

第 19条 当会社の取締役は 15名以内とする。 (取締役の選任)

- 第 20条 当会社の取締役は、株主総会の決議によ って選任する。
 - 取締役の選任決議は、議決権を行使する ことができる株主の議決権の3分の1以 上を有する株主が出席し、その議決権の 過半数をもって行う。
 - _ 取締役の選任<u>決議</u>については、累積投票 によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。

補欠または増員として選任された取締役の 任期は、現任取締役の任期満了すべき時 までとする。

(代表取締役)

第19条 当会社を代表すべき取締役は、取締役会 | の決議によりこれを定める。

(役付取締役)

第20条 取締役会の決議により、取締役の中から 社長1名を定め、必要に応じて会長、副 社長、専務取締役および常務取締役各若 干名を定めることができる。

(取締役会の招集者および議長)

第 <u>21</u>条 取締役会は、社長が招集し、その議長と | 第 <u>24</u>条 (現行どおり) なる。

> 社長に事故あるときは、あらかじめ取締 役会において定めた順序に従い、他の取 締役がこれに当る。

(取締役会の招集通知)

発する。

ただし、緊急の場合には、この期間を短 縮することができる。

(新 設)

(新 設)

変 更 案

(現行どおり)

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締 役を選定する。

(役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって取締役の 中から社長1名を選定し、必要に応じて 会長、副社長、専務取締役および常務取 締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前ま でに発する。

> ただし、緊急の場合には、この期間を短 縮することができる。

<u>取締役および監査役の全</u>員の同意がある ときは、招集の手続きを経ないで取締役 会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、取締役全員が取締役会の決議 事項について書面または電磁的記録によ り同意したときは、当該決議事項を可決 する旨の取締役会の決議があったものと みなす。ただし、監査役が異議を述べた ときはこの限りでない。

変 更 案

(取締役会規則)

第 23条 取締役会に関する事項は、法令または定 第 27条 (現行どおり) 款に別段の定めがある場合を除き、取締 役会において定める取締役会規則によ

(新 設)

第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)

第24条 当会社の監査役は4名以内とする。 (監査役の選任)

第25条 (新 設)

当会社の監査役の選任決議は、総株主の 議決権の3分の1以上を有する株主が出 席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

決算期に関する定時株主総会の終結の時 までとする。

> 任期満了前に退任した監査役の補欠とし て選任された監査役の任期は、退任した 監査役の任期の満了すべき時までとす る。

(常勤の監査役)

第27条 監査役は互選をもって常勤の監査役を 定める。

(取締役会規則)

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の 対価として当会社から受ける財産上の利 益(以下「報酬等」という。)は、株主総 会の決議によって定める。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第29条 (現行どおり)

(監査役の選任)

第30条 当会社の監査役は、株主総会の決議によ って選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使する ことができる株主の議決権の3分の1以 上を有する株主が出席し、その議決権の 過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 26条 監査役の任期は、就任後 4年内の最終の | 第 31条 監査役の任期は、選任後 4年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。

(現行どおり)

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって監査役の 中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第28条 監査役会の招集通知は、会日の3日前に │ 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前ま 発する。

ただし、緊急の場合には、この期間を短 縮することができる。

(新 設)

(監査役会規則)

第29条 監査役会に関する事項は、法令または定 第34条 (現行どおり) 款に別段の定めがある場合を除き、監査 役会において定める監査役会規則によ る。

(新 設)

第6章 計算

(営業年度)

第30条 当会社の営業年度は、毎年4月1日か ら翌年3月31日までの<u>年1期とし、営</u> 業年度の末日を決算期日とする。

(利益配当金)

の最終の株主名簿等に記載または記録さ れた株主または登録質権者に対して支払 うものとする。

(中間配当)

9月30日の最終の株主名簿等に記載また は記録された株主または登録質権者に対 し、商法第 293 条ノ5 の規定に定める金 銭の分配(中間配当という。)をすること ができる。

変 更 案

(監査役会の招集通知)

でに発する。

ただし、緊急の場合には、この期間を短 縮することができる。

__ <u>監査役全員の同意があるとき</u>は、招集の 手続きを経ないで監査役会を開催するこ とができる。

(監査役会規則)

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によ って定める。

第6章 計算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日か ら翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当および基準日)

第 31条 当会社の利益配当金は、毎年 3 月 31 日 | 第 37条 当会社は、毎年 3 月 31 日を基準日とし て、定時株主総会の決議によって、株 主または登録株式質権者に対し、期末 配当金として剰余金の配当を支払うも のとする。

(中間配当および基準日)

第 32条 当会社は、<u>取締役会の決議により</u>、毎年 | 第 38条 当会社は、毎年 9 月 30 日<u>を基準日とし</u> て、取締役会の決議によって、株主ま たは登録株式質権者に対し、中間配当 金として剰余金の配当をすることがで きる。

(除斥期間)

第33条 利益配当金および中間配当金が、その支 第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払 払開始の日から満3年を経過しても受領 されないときは、当会社はその支払義務 を免れるものとする。

(転換社債の転換の時期)

第34条 当会社の発行する転換社債の転換によ り発行された株式の最初の利益配当金ま たは中間配当金は、転換の請求が4月1 日から9月30日までになされたときは4 月1日に、10月1日から翌年3月31日 までになされたときは10月1日に、それ <u>ぞれ転換があったものとしてこれを支払</u> <u>う。</u>

変 更 案

(配当金の除斥期間)

開始の日から満3年を経過してもなお受 領されないときは、当会社はその支払義 務を免れるものとする。

(削 除)